

継 続 協 議 事 項

第 7 回 木曾川文化圏市町合併協議会

町名、字名の変更について（案）

川島町内の町の名称を変更する。

川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。

調整方針

専門部会 総務部会

協議細目 町名、字名の変更

町名、字名の変更
川島町内の町の名称を変更する。「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。
川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを「各務原市」となり、

編入合併により「羽島郡川島町」が「各務原市」となり、
方針としては、次の2案が考えられる。

①案	川島町内の現行の町の名称のままとする。	【例】 岐阜県各務原市河田町1040番地の1
②案	”	【例】 岐阜県各務原市川島河田町1040番地の1

★
②案は、町名が長くなり煩雑な感もあるが、「川島」の地名が残り、地域（場所）の“あたり”がつけやすいという長所があるため、本案を調整方針とする。

変更前		変更後	
町名	読み方	町名	読み方
小網町	こあみまち	川島小網町	かわしまこあみまち
松倉町	まつくらまち	川島松倉町	かわしままつくらまち
河田町	こうだまち	川島河田町	かわしまこうだまち
松原町	まつばらまち	川島松原町	かわしままつばらまち
渡町	わたりまち	川島渡町	かわしまわたりまち
北山町	きたやままち	川島北山町	かわしまきたやままち
笠田町一丁目	かさだまいちちようめ	川島笠田町一丁目	かわしまかさだまいちちようめ
笠田町二丁目	かさだまにちちようめ	川島笠田町二丁目	かわしまかさだまにちちようめ
笠田町三丁目	かさだまさんちちようめ	川島笠田町三丁目	かわしまかさだまさんちちようめ
笠田町四丁目	かさだまよんちちようめ	川島笠田町四丁目	かわしまかさだまよんちちようめ
笠田町五丁目	かさだまごちちようめ	川島笠田町五丁目	かわしまかさだまごちちようめ
笠田町六丁目	かさだまろくちちようめ	川島笠田町六丁目	かわしまかさだまろくちちようめ
竹早町	たけはやまち	川島竹早町	かわしまたけはやまち
緑町一丁目	みどりまいちちちようめ	川島緑町一丁目	かわしまみどりまいちちちようめ
緑町二丁目	みどりまにちちちようめ	川島緑町二丁目	かわしまみどりまにちちちようめ
緑町三丁目	みどりまさんちちちようめ	川島緑町三丁目	かわしまみどりまさんちちちようめ
緑町四丁目	みどりまよんちちちようめ	川島緑町四丁目	かわしまみどりまよんちちちようめ
緑町五丁目	みどりまごちちちようめ	川島緑町五丁目	かわしまみどりまごちちちようめ

なお、以前から、各務原市においても町名から「那加」「鷺沼」「蘇原」の冠名を削るべきであるとの意見がある。
この考え方によれば、①案・②案の選択に影響を与える要素となり得ることと、例えば、合併を契機として冠名を省くことも考えられる。
しかし、現段階では、議論が熟しているとは言えず、また、合併事務がきわめて煩雑になることから、合併とは切り離して引き続き検討を行うべきであると判断した。
さらに、市名自体の変更も検討課題とされている中、住所変更は行政（市・県・法務局）だけでなく、住民にも負担を伴うものであることから何度も行うことは好ましくない。

各務原市	川島町
那加緑町、蘇原緑町	緑町
蘇原北山町	北山町

<参考>
各務原市と川島町における類似町名